

2022年4月13日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 マ ッ ク ハ ウ ス 代表者名 代表取締役社長 坂下 和志 (コード番号 7603 東証スタンダード) 問合せ先 執行役員管理部長 佐滝 実 (TEL. 03-3316-1911)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年5月25日開催予定の当社第32回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することと決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1. 変更の理由 会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正 規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- 2. 変更の内容 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
211470.01	友
第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみ	(削除)
なし提供)	(門床)
当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、	
事業報告、計算書類に記載または表示をすべき事項に	
係る情報を、法務省令に定めるところに従いインター	
<u>ネットを利用する方法で開示することにより、株主に</u>	
対して提供したものとみなすことができる。	
	第14条(電子提供措置等)
(新設)	1. 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類
	等の内容である情報について、電子提供措置をとるも
	のとする。
	2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で
	定めるものの全部または一部について、議決権の基準
	日までに書面交付請求した株主に対して交付する書
	面に記載しないことができる。
	<u> </u>
(新設)	- MTRI/- 1 . 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネッ
(VIX 1824)	ト開示とみなし提供)の削除および変更案第14条(電
	子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法
	律(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規
	定する改正規定の施行の目(以下「施行日」という)
	から効力を生ずるものとする。
	2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日
	を株主総会の日とする株主総会については、現行定款
	第14条はなお効力を有する。
	3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項
	<u>の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか</u>
	遅い日後にこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力日 2022年5月25日(予定) 2022年5月25日(予定)